

議案第 67 号

山都町監査委員に関する条例の一部改正について

山都町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

地方自治法の条文を引用している山都町監査委員に関する条例について、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）により引用元の当該条文に繰り下がりの改正が行われ、当該引用を修正するため、山都町監査委員に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

山都町監査委員に関する条例（平成17年山都町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町監査委員に関する条例(平成17年条例第19号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(出納職員の賠償責任の決定)</p> <p>第10条 監査委員は、<u>法第243条の2第3項</u>の規定により監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、当該要求のあった日から20日以内に監査の上、決定し、その結果を町長に通知しなければならない。</p>	<p>(出納職員の賠償責任の決定)</p> <p>第10条 監査委員は、<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定により監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、当該要求のあった日から20日以内に監査の上、決定し、その結果を町長に通知しなければならない。</p>